

【固定資産税】

《居住安全（バリアフリー）改修工事に伴う固定資産税の減額措置（平成19（2007）年4月法施行）》

居住安全（バリアフリー）改修工事を行った住宅に対して、1年間、居住部分の床面積が100㎡までの固定資産税（家屋分）が**3分の1**減額されます。

◆減額を受けるための要件（すべてを満たすこと。）

- ① 新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅以外で居住部分の割合が2分の1以上のもの）で改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ② 令和8（2026）年3月31日までに、国又は地方公共団体からの補助金などを充てる分を除き、工事費が50万円を超える居住安全（バリアフリー）改修工事が完了していること。
- ③ 65歳以上の人、介護保険において要介護認定又は要支援認定を受けている人、障がいのある人のいずれかが居住していること。
- ④ 廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、床の滑り止め化、手すりの取付け、床の段差解消、出入口の戸の改良、トイレの改良のいずれかの工事であること。

◆減額対象床面積

居住部分の床面積が100㎡以下の家屋は、その全部、100㎡を超える家屋は、100㎡相当分が減額の対象となります。

◆減額の期間

改修工事が完了した年の翌年度（1年間）

◆必要書類（①から⑤までのすべてと⑥、⑦、⑧のいずれか）

- ① 納税義務者の住民票の写し（下記の申告書に個人番号の記載がある場合は不要）
- ② 改修工事に係る明細書（工事の内容、費用の確認ができるもの）
- ③ 改修工事箇所の工事前・工事後の写真
- ④ 領収書（工事費用を支払ったことが確認できるもの）
- ⑤ 工事に対する補助金などの交付を受けた場合は、その交付決定金額が確認できるもの
- ⑥ 65歳以上の人が居住している場合は、その人の住民票の写し
- ⑦ 介護保険において要介護認定又は要支援認定を受けている人が居住している場合は、介護保険被保険者証の写し
- ⑧ 障がいのある人が居住している場合は、それを証明するもの（障害者手帳等）の写し

◆手続

改修工事完了日から3か月以内に、「居住安全改修工事に伴う固定資産税減額申告書」（税務課で配布又はホームページよりダウンロード）に必要事項を記入し、上記必要書類を添えて、税務課へ直接提出をお願いします。

◆その他

耐震改修工事による減額との併用はできません。（ただし、熱損失防止（省エネ）改修工事による減額のみ併用可。）また、過去にこの居住安全（バリアフリー）改修工事による減額の適用を受けたことがある住宅には、適用されません。